



平成27年5月26日

各位

会社名株式会社リボミック
代表者名代表取締役社長中村義一
(コード番号：4591 東証マザーズ)
問合せ先取締役執行役員管理部長宮崎正是
TEL. 03-3440-3303

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第12回定時株主総会に、「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることになりました。当該改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款の一部を変更するものであります。なお、定款第29条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。
- ② 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (<u>社外</u> 取締役との間の責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役との間の責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第31条 [第1項及び第2項は記載省略] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(任期) 第32条 [第1項は記載省略] (2) 監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(<u>社外</u>監査役との間の責任限定契約) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第31条 [第1項及び第2項は現行どおり]</p> <p><u>(3) 当社は、会社法第329号第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>(4) 前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第32条 [第1項は現行どおり] (2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。ただし、前条第3項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(監査役との間の責任限定契約) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月25日

定款変更の効力発生日

平成27年6月25日

以上